

斑鳩町競争入札心得（郵便入札）

（趣 旨）

第1条 この心得は、競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が守らなければならない事項を定めたものである。

（入札条件）

第2条 入札者は、地方自治法、同施行令、斑鳩町契約規則その他の法令並びにこの心得、契約書の各条項等を遵守しなければならない。

2 入札者は、指名通知書、仕様書、設計図書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ入札しなければならない。

3 入札及び契約に関して用いる言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

（入札時の注意事項）

第3条 入札者は、入札時次の各号を厳守すること。

（1）入札者は、封緘・封印し所定事項を記入のうえ投函すること。

（2）入札者は、提出期限を厳守すること。

（3）入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の辞退）

第4条 入札者は、入札書を送付するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、入札の提出期限迄に辞退届を提出しなければならない。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益を受けるものではない。

（入札書の書換等の禁止）

第5条 すでに到着した入札書を書換え、変更し又は取り消すことはできない。

（入札の執行の取り消し等）

第6条 入札執行者は、入札前の天変地異その他やむを得ない事情又は入札者の不正行為その他の理由によりその入札を執行することが不適当であると認めるときは、これを延期し又は取り消すことができる。

（棄権とみなす行為）

第7条 郵便が提出期限に未着である入札者は、入札を棄権したものとみなす。

（無効の入札）

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、入札書等は返却しないものとする。

（1）入札に参加する資格のない者がした入札

（2）入札保証金を必要とする場合において、斑鳩町郵便入札実施要領第5条第4項に規定する書類の同封がされていない入札

（3）一の入札について同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

（4）入札者の記名押印がない入札

（5）入札金額を訂正している入札

（6）入札書に工事（委託）件名のない、又は間違いのある入札

（7）入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

（8）工事費内訳書の提出が求められている場合において、工事費内訳書が同封されていない入札

（9）工事費内訳書の提出が求められている場合において、入札書と工事費内訳書の金額が相違する入札

（10）必要書類が同封されていない入札

（11）直接斑鳩町役場に持参するなど、斑鳩町郵便入札実施要領第5条に規定する郵送方法によらない入札

（12）公告または通知で示した到達期限を過ぎて到達した入札

（13）明らかに不正によると認められる入札

（14）その他入札に関する条件等に違反してなされた入札

(落札者の決定)

第9条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

2 前項の規定により落札者となるべき者が2者以上あるときは、後日当該入札者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。この場合「くじ」を引くことを辞退することはできない。

(異議申し立て)

第10条 入札者は、入札後においてこの心得、契約書、設計書、仕様書、設計図書及び入札説明書並びに現場等について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。